

## 令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要														
◎予算 (18件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>18 件</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 20px;">議案 71件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>40 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>15 件</td> </tr> <tr> <td>提 計</td> <td>86 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	18 件	議案 71件	条 例	40 件	その他議案	13 件	認 定	件	報 告 出	15 件	提 計	86 件	
		予 算	18 件	議案 71件												
条 例	40 件															
その他議案	13 件															
認 定	件															
報 告 出	15 件															
提 計	86 件															
		<p>【1】 令和元年度三重県一般会計補正予算(第8号)            (国の令和元年度補正予算(第1号))に対応して、防災・減災、国土強靱化の強力な推進や農林水産業の成長産業化と輸出力強化の加速、Society5.0時代を担う人材投資等の取組を進めるため補正予算 約 169億円)</p> <p>【2】 令和2年度三重県一般会計予算            (予算額 約 7,407億円)</p> <p>【3】 令和2年度三重県県債管理特別会計予算            (予算額 約 1,475億円)</p> <p>【4】 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算            (予算額 約 18億円)</p> <p>【5】 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算            (予算額 約 1,613億円)</p> <p>【6】 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算            (予算額 約 2億円)</p> <p>【7】 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算            (予算額 約 24億円)</p> <p>【8】 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算            (予算額 約 1億円)</p> <p>【9】 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算            (予算額 約 3億円)</p> <p>【10】 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算            (予算額 約 6億円)</p>														

<p>予算 つづき</p>	<p>【11】 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約 3億円)</p> <p>【12】 令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約 5億円)</p> <p>【13】 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約 2億円)</p> <p>【14】 令和2年度三重県流域下水道事業会計予算 (予算額 約 234億円)</p> <p>【15】 令和2年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約 177億円)</p> <p>【16】 令和2年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約 135億円)</p> <p>【17】 令和2年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約 8億円)</p> <p>【18】 令和2年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約 73億円)</p>
<p>◎条例案 (40件) 総務部</p>	<p>【19】 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案</p> <p>地方自治法の一部改正に鑑み、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものである。</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責額について規定する。</li> </ul>

<p>医療保健部</p>	<p>【20】 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定める条例案</p>	<p>地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、地方独立行政法人三重県立総合医療センター及び公立大学法人三重県立看護大学の役員等の当該地方独立行政法人に対する賠償の責任を負う額の最低の限度額を定めるものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>
<p>子ども・福祉部</p>	<p>【21】 三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案</p>	<p>社会福祉法第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (令和2年4月1日(一部令和4年4月1日)から施行)</p>
<p>農林水産部</p>	<p>【22】 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案</p>	<p>水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村の振興について必要な事項を定めるものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総則</li> <li>(2) 基本計画</li> <li>(3) 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策</li> </ol>

<p>防災対策部</p>	<p><b>【23】</b> 三重県防災対策推進条例案</p>	<p>三重県防災対策推進条例施行後に発生した災害の教訓等を踏まえ、県の防災力向上を図るため、三重県防災対策推進条例の全部を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本理念として、防災の日常化、地域特性及び被災者に応じた防災対策の実施等について規定する。</li> <li>(2) 災害予防対策として、防災人材の育成、地区防災計画の普及促進、消防団の充実強化等について規定する。</li> <li>(3) 災害応急対策として、避難所対策、災害関連死の防止、被災地への応援等について規定する。</li> </ol>
<p>地域連携部</p>	<p><b>【24】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(公布の日、令和2年4月1日、同年5月1日、同年6月1日及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 覚醒剤取締法に基づく病院、薬局の開設者等からの医薬品である覚醒剤原料の廃棄又は譲受の届出の規定を整備する。</li> <li>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく第一種動物取扱業者であった者に対する勧告、措置命令、立入検査等の規定、動物の飼養等により周辺の生活環境を損ねている者に対する指導、立入検査等の規定等を整備する。</li> <li>(3) 景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理する市町から鳥羽市を除く。</li> <li>(4) 浄化槽法に基づく浄化槽の使用休止等の届出の受理、設置計画の協議及び同意、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽についての指導、勧告、命令等の規定等を整備する。</li> <li>(5) その他規定を整理する。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
	<p><b>【25】</b> 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p>

<p>総務部</p>	<p>【26】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>令和2年度の職員定数の見直しに伴い、教育委員会の事務局等の職員の定数の改正を行うものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の定数を改正する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="715 392 1356 526"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関</td> <td>261人</td> <td>259人</td> <td>△2人</td> </tr> <tr> <td>企業庁</td> <td>196人</td> <td>189人</td> <td>△7人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関	261人	259人	△2人	企業庁	196人	189人	△7人
	現行	改正後	増減											
教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関	261人	259人	△2人											
企業庁	196人	189人	△7人											
	<p>【27】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>新たな職の設置に伴い、等級別基準職務表の改正を行うものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>等級別基準職務表に副課長等の職務を加える。</li> </ul>												
<p>戦略企画部</p>	<p>【28】 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>若者の三重県内への定着を一層促進するため、大学生等の奨学金返還額の一部を助成する条件についての規定を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県内での居住かつ就業(規則で定める産業への就業に限る。)等の条件を追加する。</li> </ul>												
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金の概要 三重県内の指定地域(過疎地域など)での居住等を条件として、大学生等の奨学金返還額の一部を助成することにより、若者の三重県内への定着を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、設置されている。</p>														
<p>医療保健部</p>	<p>【29】 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改定を行うものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金の拠出率を「10万分の40」から「10万分の38」に改める。</li> </ul>												
<p>地域連携部</p>	<p>【30】 三重県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会の本県での開催の正式決定に鑑み、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基金の名称を「三重県国民体育大会運営基金」から「三重県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営基金」に改める。</li> <li>基金の設置の目的を、第76回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会に向けた競技力の向上並びに第21回全国障害者スポーツ大会の開催及び開催準備に改める。</li> </ol>												

<p>医療保健部 農林水産部 県土整備部 教育委員会</p>	<p><b>【31】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (公布の日、令和2年4月1日、同年6月1日、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行) (主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 試験に要する費用及び現在の社会経済状況に鑑み、調理師試験手数料及び製菓衛生師試験手数料の額を改定する。</li> <li>(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に鑑み、輸出証明書の発行に係る手数料を新設する。</li> <li>(3) 教育職員の免許に関する事務の円滑な維持運営を図るため、教育職員の普通免許状等の有効期間更新手数料等の額を改定する。</li> <li>(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等についての規定を整備する。</li> </ol>
<p>防災対策部</p>	<p><b>【32】</b> 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、容器検査又は容器再検査手数料等についての規定を整理するものである。 (令和2年4月1日(一部公布の日)から施行) (主な改正内容) 高圧ガス保安法に基づく容器検査等の容器に圧縮水素自動車燃料装置用容器を加える。</p>
<p>農林水産部</p>	<p><b>【33】</b> 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行) (改正内容) 「豚コレラ」の名称を「豚熱」に改める。</p>
<p>警察本部</p>	<p><b>【34】</b> 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>古物営業法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>
<p>総務部</p>	<p><b>【35】</b> 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>古物営業法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>

<p>子ども・福祉部</p>	<p>【36】 子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律等の一部改正、三重県における児童虐待の状況等に鑑み、児童虐待防止対策の強化を図るため規定を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本的な考え方に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むこと、子どもを権利の主体として尊重すること等を加える。</li> <li>(2) 市町の責務及び関係機関等の役割に係る規定を整備する。</li> <li>(3) 県民の責務として通告義務に係る規定及び保護者の責務として体罰禁止に係る規定を加える。</li> <li>(4) 保護及び支援に関する施策に、虐待を受けた子どもが転居した場合に、必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置を講ずることを加える。</li> </ol>
<p>医療保健部</p>	<p>【37】 三重県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p>
<p>医療保健部</p>	<p>【38】 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>食品衛生法の一部改正に鑑み、営業施設の公衆衛生上講ずべき措置基準についての規定を整備するものである。 (令和2年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 題名を「三重県食品衛生法施行条例」に改める。</li> <li>(2) 営業施設の公衆衛生上講ずべき措置基準の規定を削除する。</li> </ol>
<p>医療保健部</p>	<p>【39】 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員についての規定を整理するものである。 (令和2年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護管理員が行う事務に、第一種動物取扱業者であった者等に対する立入検査等に係る規定を追加する。</li> </ul>
<p>環境生活部</p>	<p>【40】 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>産業廃棄物の処理施設の設置等について、計画段階から関係住民等との合意形成を図るための手続の規定等を整備するものである。 (令和2年10月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物の処理施設の設置等について関係住民等との合意形成を図るため、事業計画書の公告縦覧、説明会の開催、住民による意見書の提出、事業計画者による見解書の作成等の規定を整備する。</li> <li>(2) 県外排出事業者が、県内の優良認定処理業者に産業廃棄物の処分を委託しようとする場合の届出が必要となる産業廃棄物の数量を引き上げる。</li> <li>(3) 解体工事の元請業者は、当該工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項等について発注者に書面で説明することとする。</li> <li>(4) 産業廃棄物の不適正な処理の拡大等のおそれがある場合は、県が土地所有者等に対して必要な措置を講ずるよう指導することができることとする。</li> <li>(5) その他規定を整理する。</li> </ol>

<p>環境生活部 つづき</p>	<p>【41】 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>浄化槽法の一部改正に鑑み、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について規定を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>
	<p>【42】 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>
<p>子ども・福祉部</p>	<p>【43】 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案</p>	<p>青少年を自身の児童ポルノ等の提供を行う被害から守るため、児童ポルノ等の提供を行うよう求める行為の禁止についての規定等を整備するものである。 (令和2年10月1日(一部公布の日及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日)から施行) (主な改正内容) ・ 児童ポルノ等の提供を行うよう求めた者について、30万円以下の罰金に処する規定を加える。</p>
<p>環境生活部</p>	<p>【44】 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p>
<p>雇用経済部</p>	<p>【45】 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県中小企業・小規模企業振興条例施行後における経済的社会的環境の変化に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する施策についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) ・ 中小企業・小規模企業における職場環境の整備、情報通信技術の活用、防災・減災対策等への支援等について規定する。</p>
	<p>【46】 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案</p>	<p>低所得者世帯における入校者の経済的負担を軽減するため、三重県立津高等技術学校の入校料の減免等についての規定を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>
<p>農林水産部</p>	<p>【47】 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>食品衛生法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和2年6月1日から施行)</p>



<p>農林水産部 つづき</p>	<p><b>【48】</b> 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案</p>	<p>卸売市場法の一部改正に鑑み、三重県地方卸売市場の市場関係事業者及び市場内の取引に係る規定等を整備するものである。 (令和2年6月21日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 卸売業者の許可に関する規定を加える。 (2) 地方卸売市場の遵守事項及び遵守事項以外の取引ルールについての規定を整備する。</p>																												
<p>県土整備部</p>	<p><b>【49】</b> 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県特定公共賃貸住宅及び三重県営住宅における駐車場の効果的な運営を図るため、駐車場に関する規定を整備するものである。 (令和2年10月1日から施行)</p>																												
<p>教育委員会</p>	<p><b>【50】</b> 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>令和2年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>公立学校職員の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="718 1052 1436 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,423人</td> <td>3,377人</td> <td>△46人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,284人</td> <td>1,291人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>6,886人</td> <td>6,882人</td> <td>△4人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,677人</td> <td>3,663人</td> <td>△14人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,270人</td> <td>15,213人</td> <td>△57人</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,423人	3,377人	△46人	特別支援学校	1,284人	1,291人	7人	市町立学校	小学校	6,886人	6,882人	△4人	中学校	3,677人	3,663人	△14人	合計		15,270人	15,213人	△57人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,423人	3,377人	△46人																										
	特別支援学校	1,284人	1,291人	7人																										
市町立学校	小学校	6,886人	6,882人	△4人																										
	中学校	3,677人	3,663人	△14人																										
合計		15,270人	15,213人	△57人																										
	<p><b>【51】</b> 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の業務の量の適切な管理等に関する措置についての規定を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、文部科学大臣が定める指針に基づき服務監督を行う教育委員会において定める旨の規定を加える。</p>																												
	<p><b>【52】</b> 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>受益者負担の適正化を図るため、証明手数料の額を改定するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>学業その他の証明書等の交付に係る手数料の額を現行の250円から350円に改める。</p>																												

<p>教育委員会 つづき</p>	<p>【53】 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案</p>	<p>文化財保護法の一部改正等に鑑み、県指定有形文化財等の保存及び活用に関する計画の認定等を整備するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に掲げるものの保存及び活用に関する計画について整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 三重県指定有形文化財</li> <li>② 三重県指定無形文化財</li> <li>③ 三重県指定有形民俗文化財・三重県指定無形民俗文化財</li> <li>④ 三重県指定史跡名勝天然記念物</li> </ul> </li> </ul>																
<p>企業庁</p>	<p>【54】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除についての規定を整理するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>																
<p>病院事業庁</p>	<p>【55】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、議会の同意を要する職員の賠償責任の免除についての規定を整理するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>																
<p>企業庁</p>	<p>【56】 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案</p>	<p>水道事業の円滑な維持運営を図るため、基本料金の料率を改定するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北中勢水道用水供給事業の基本料金の料率を改定する。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中勢(雲出川、長良川水系)</td> <td>960円</td> <td>980円</td> <td>▲20円</td> </tr> <tr> <td>北勢(長良川水系(亀山市以外))</td> <td>2,230円</td> <td>2,300円</td> <td>▲70円</td> </tr> <tr> <td>北勢(長良川水系(亀山市))</td> <td>2,430円</td> <td>2,490円</td> <td>▲60円</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	現行	増減	中勢(雲出川、長良川水系)	960円	980円	▲20円	北勢(長良川水系(亀山市以外))	2,230円	2,300円	▲70円	北勢(長良川水系(亀山市))	2,430円	2,490円	▲60円
	改正後	現行	増減															
中勢(雲出川、長良川水系)	960円	980円	▲20円															
北勢(長良川水系(亀山市以外))	2,230円	2,300円	▲70円															
北勢(長良川水系(亀山市))	2,430円	2,490円	▲60円															
<p>地域連携部</p>	<p>【57】 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの廃止に伴い、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>																
<p>雇用経済部</p>	<p>【58】 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止する条例案</p>	<p>三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの廃止に伴い、三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止するものである。 (令和2年4月1日から施行)</p>																

<p>◎その他議案 (13件) 総務部</p>	<p>【59】 包括外部監査契約について</p>	<p>包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 令和2年4月1日 【契約金額】 11,144,320円を上限とする額 【契約の相手方】 早川忠宏:弁護士</p>
<p>防災対策部</p>	<p>【60】 防災関係建設事業に対する市町等の負担について</p>	<p>令和2年度において県の行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について当該市町及び消防組合に負担を求めるものである。</p>
<p>農林水産部</p>	<p>【61】 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について</p>	<p>令和2年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p>

<p>県土整備部</p>	<p>【62】 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p> <p>【63】 工事請負契約について</p> <p>【64】 工事請負契約について</p>	<p>令和2年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。</p> <p>一般国道421号((仮称)いなべ大橋)道路改良(橋梁上部工)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 いなべ市員弁町北金井地内</li> <li>○ 契約金額 495,440,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役社長 宇野 恭生</li> <li>○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼5径間連続非合成少数主桁橋)  L=192.4m</li> </ul> <p>一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 津市香良洲町地家地内～雲出伊倉津町地内</li> <li>○ 契約金額 1,015,850,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店 支店長 霜 知宏</li> <li>○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋)  L=179.4m</li> </ul>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【65】 工事請負契約について</p>	<p>一般県道信楽上野線(新服部橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事  ○ 場所 伊賀市平野清水地内～服部町地内  ○ 契約金額 1,053,470,000円  ○ 契約方法 一般競争入札  ○ 請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  JFEエンジニアリング株式会社名古屋支店  支店長 霜 知宏  ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼7径間連続非合成少数主桁橋)  L=283.5m</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【66】 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>令和元年10月12日、県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校敷地内に設置されている倉庫の屋根材が、台風第19号に伴う暴風により隣接した住宅の駐車場に駐車していた車両に飛散し、車両の後部窓ガラスを損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。  損害賠償額 144,804円</p>

<p>戦略企画部</p>	<p>【67】 みえ県民カビジョン・第三次行動計画の策定について</p>	<p>みえ県民カビジョンを着実に推進するための取組内容をまとめた中期の計画として、みえ県民カビジョン・第三次行動計画を策定する。</p> <p>(計画の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みえ県民カビジョン・第三次行動計画は、政策体系を構成する58の施策の概要について記載する。</li> </ul> <p>(計画の期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間とする。</li> </ul>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>みえ県民カビジョン・第三次行動計画の策定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		
<p>環境生活部</p>	<p>【68】 三重県環境基本計画の変更について</p>	<p>三重県環境基本条例第9条第1項の規定により、平成9年6月に策定(平成24年3月改定)した三重県環境基本計画について、昨今の環境を取り巻く状況の変化をふまえ、持続可能な社会の実現に向けて環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、内容の変更を行うものである。</p> <p>(計画の概要)</p> <p>第1章 計画の基本的事項 計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけ等について示したものである。</p> <p>第2章 計画策定の方向性 環境を取り巻く情勢、計画の基本方針等について示したものである。</p> <p>第3章 施策体系と施策内容 施策体系と施策の推進について示したものである。</p> <p>第4章 計画の推進 計画の効果的実施等について示したものである。</p> <p>(計画の目標年度)</p> <p>2030(令和12)年度を目標年度とする。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>三重県環境基本計画の変更については、三重県環境基本条例(平成7年三重県条例第3号)第9条第6項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

<p>農林水産部</p>	<p>【69】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について</p>	<p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第9条の規定により、平成24年3月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定(平成28年3月改定)し、農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできたが、人口減少・高齢化の進行やTPP11・日米貿易協定をはじめとするグローバル化の進展など、農業及び農村をめぐる情勢が変化していることから、これに対応するため、計画内容を変更するものである。</p> <p>(主な変更内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) めざすべき将来の姿の変更</li> <li>(2) 施策展開の内容の変更</li> <li>(3) 主要な目標の変更</li> <li>(4) 目標年次の変更</li> </ol> <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更については、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(平成22年三重県条例第59号)第9条第7項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を要する。</p> </div>
--------------	--------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>雇用経済部</p>	<p>【70】 三重県新エネルギービジョンの改定について</p>	<p>平成28年3月に改定した三重県新エネルギービジョンについて、国において「第5次エネルギー基本計画」が改定されたことや、SDGsへの対応、Society5.0の実現に向けた取組、令和2年度内のFIT制度の抜本的な見直しなど社会情勢の変化に対応するため、令和2年度から4年間の取組方向や中期目標を定めるために改定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県新エネルギービジョンは、次の4章で構成する。</p> <p>(1)第1章 エネルギーをめぐる現状と課題 国のエネルギーをめぐる状況、三重県のエネルギーをめぐる現状と課題を示したものである。</p> <p>(2)第2章 基本理念、将来像、基本方針及び長期目標 基本理念、3つの将来像、5つの基本方針及び長期目標について示したものである。</p> <p>(3)第3章 中期目標及び取組方向 令和2年度から令和5年度の中期目標及び5つの取組方向について示したものである。</p> <p>(4)第4章 計画の推進 計画の推進体制及び進行管理について示したものである。</p> <p>(目標年度)</p> <p>令和12年度を長期目標年度とする。 令和5年度を中期目標年度とする。</p>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>三重県新エネルギービジョンの改定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		



<p>雇用経済部</p>	<p>【71】 三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)の策定について</p>	<p>みえの観光振興に関する条例(平成23年三重県条例第34号)第21条第1項の規定により、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画として三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)を策定する。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)は次の6章で構成する。</p> <p>(1)第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の性格及び計画期間について示したものである。</p> <p>(2)第2章 三重の観光を取り巻く状況 三重県の観光の現状、観光を取り巻く環境変化等を示したものである。</p> <p>(3)第3章 取組の成果と今後の方向性 現三重県観光振興基本計画の目標達成状況と今後の課題等を示したものである。</p> <p>(4)第4章 計画目標と施策体系 計画目標及び施策体系について示したものである。</p> <p>(5)第5章 三重の観光の持続的な発展に向けた施策の展開 「観光誘客の推進」「観光産業の振興」の二つの戦略に基づいた6つの施策展開の柱について、方向性を示したものである。</p> <p>(6)第6章 推進体制の整備 計画の推進体制、観光統計の整備及び計画の進行管理について示したものである。</p> <p>(計画の期間) 令和2年度から令和5年度までとする。</p>
<p>&lt;参考&gt; 三重県観光振興基本計画(令和2年度～5年度)の策定については、みえの観光振興に関する条例第21条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

<p>◎報告 (15件) 県土整備部</p>	<p>【72】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>医療保健部</p>	<p>【73】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和元年10月18日津市戸木町地内の国道165号線において発生した尾鷲保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 52,800円</p>
<p>子ども・福祉部</p>	<p>【74】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和元年9月6日三重郡朝日町繩生地内の駐車場内において発生した北勢福祉事務所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 91,800円</p>

<p>農林水産部</p>	<p>【75】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和元年6月5日津市長岡町地内の市道において発生した伊勢農林水産事務所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,550,000円</p>
<p>警察本部</p>	<p>【76】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>平成30年8月17日伊賀市大内地内の市道において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 3,057,423円</p>
	<p>【77】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)</p>	<p>令和元年8月5日松阪市高町地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 108,400円</p>

<p>警察本部 つづき</p>	<p><b>【78】</b> 専決処分の報告について (自動車事故による損害 賠償について)</p>	<p>令和元年8月9日伊勢市小俣町元町地内の駐車場において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 59,167円</p>
	<p><b>【79】</b> 専決処分の報告について (自動車事故による損害 賠償について)</p>	<p>令和元年8月11日三重郡菰野町大字宿野地内の駐車場において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 165,415円</p>
	<p><b>【80】</b> 専決処分の報告について (自動車事故による損害 賠償について)</p>	<p>令和元年8月21日津市高茶屋四丁目地内の駐車場において発生した警察学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 344,920円</p>

<p>警察本部 つづき</p>	<p>【81】 専決処分の報告について (自動車事故による損害 賠償について)</p>	<p>令和元年9月2日名張市蔵持町芝出地内の国道165号において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 348,943円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【82】 専決処分の報告について (県管理道路における県 の管理瑕疵による損害賠 償について)</p>	<p>令和元年7月18日桑名市多度町猪飼地内の県道大泉多度線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,357円</p>
	<p>【83】 専決処分の報告について (県管理道路における県 の管理瑕疵による損害賠 償について)</p>	<p>令和元年10月22日松阪市八重田町地内の県道松阪嬉野線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 26,268円</p>

<p>教育委員会</p>	<p>【84】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>医療保健部</p>	<p>【85】 地方独立行政法人三重 県立総合医療センターの 常勤職員の数について</p>	<p>地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。</p>

<p>総務部</p>	<p>【86】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更  【契約名称】三重県総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務  【履行場所】三重県吉田山会館他  【契約金額】変更前338,133,816円  変更後333,958,200円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号  富士通リース株式会社 中部支店  支店長 相良 長典  【変更契約の年月日】令和元年11月8日  【契約期間】平成29年5月26日から  令和5年10月27日まで</p>
<p>企業庁</p>		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約  【契約名称】大里浄水場沈澱池ほか機械設備設置工事  【履行場所】津市大里山室町地内  【契約金額】692,450,000円  【契約方法】一般競争入札  【契約の相手方の住所及び氏名】  愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店  支店長 霜 知宏  【契約締結の年月日】令和2年1月17日  【契約期間】令和2年1月17日から  令和3年11月26日まで</p>

<p>企業庁 つづき</p>		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約  <b>【契約名称】</b>大里浄水場中央監視制御装置ほか改良工事  <b>【履行場所】</b>津市大里山室町ほか地内  <b>【契約金額】</b>1,141,503,000円  <b>【契約方法】</b>一般競争入札  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>  東京都武蔵野市中町二丁目9番32号  横河ソリューションサービス株式会社 環境システム本部  本部長 田中 顕  <b>【契約締結の年月日】</b>令和2年1月17日  <b>【契約期間】</b>令和2年1月17日から  令和4年3月25日まで</p>
--------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 提出予定議案に係る監査委員への意見聴取について

## 1 長等の損害賠償責任の見直しについて

## (1) 地方自治法の規定（※令和2年4月1日から施行）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）-新設-

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

附 則（平成29年法律第54号）

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第2条 1～6（略）

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第243条の2第1項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

8.（略）

## (2) 地方独立行政法人法の規定（※令和2年4月1日から施行）

（役員等の損害賠償責任）-新設-

第19条の2 地方独立行政法人の役員又は会計監査人（第4項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会

の議決を経なければならない。

- 4 前2項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第1項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項及び第3項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

附 則 （平成29年法律第54号）

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第4条 1～5 （略）

6 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第19条の2第4項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

7～16 （略）

### （3） 監査委員への意見聴取について

今定例月会議において、知事から「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案」、「地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定める条例案」の提出が予定されており、審議に当たり、監査委員の意見聴取について検討する必要がある。

#### <参考>

- ・人事委員会への意見聴取の例

地方公務員法第5条の規定に基づく条例案（給与条例の改正等）に対する意見について、書面による意見聴取を行い、提出された意見を議場で配付している。

## 2 損害賠償請求権等の放棄について

### (1) 地方自治法の規定

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。(※改正なし)

2 (略)

3 第1項の規定による請求があったときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。(※平成29年6月9日から施行)

4～9 (略)

10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。(※令和2年4月1日から施行)

11 (略)

### (2) 監査委員への意見聴取について

議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされたが、令和2年4月1日以降、これらの議案が提出された場合の監査委員の意見聴取方法について検討しておく必要がある。



## 令和2年定例会 2月定例月会議 議案聴取会日程（案）

- 1 開催年月日 令和2年2月17日（月）全員協議会終了後  
令和2年2月18日（火）午前10時から
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	備考
総務部	○	○	17日
防災対策部	○		
戦略企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○	○	
医療保健部	○	○	
子ども・福祉部	○	○	
環境生活部	○		
地域連携部	○		
農林水産部	○	○	18日
雇用経済部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○	○	
部外	○		

※部外 人事委員会事務局・監査委員事務局・出納局  
議会事務局



質問者一覧表(案)

令和2年定例会(2月定例会)

月 日 (曜)	質問区分	順序・氏名(会派)				
		1	2	3	4	
2月25日(火)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (草莽)	議員 (自民党)	
2月27日(木)	一般質問	1	2	3	4	5
		議員 (自民党)	議員 (公明党又は 草の根運動い が)	議員 (公明党又は 草の根運動い が)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)
3月 2日(月)	一般質問	1	2	3	4	
		議員 (草莽)	議員 (自民党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	
3月 5日(木)	一般質問	1	2	3	4	5
		議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党県議団)	議員 (新政みえ)

- (参考) ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度。  
 ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度。

・関連質問

新政みえ	6回	自由民主党県議団	5回	草莽	2回	自民党	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動い	1回		





## 請願の処理経過及び結果の報告

- 平成28年定例会11月定例会議で採択された請願
  - ・ 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて
  
- 平成30年定例会11月定例会議で採択された請願
  - ・ 自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について
  - ・ 母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて
  - ・ 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて
  
- 令和元年定例会11月定例会議で採択された請願
  - ・ 私学助成について
  - ・ 介護ロボット等導入支援を求めることについて



## 意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

3月12日(木) 午後5時まで



## 2月17日の議事予定

開 議  
諸報告

- ・議案等の配付について
- ・包括外部監査の結果報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1  
休会の件  
散 会

議案第1号から議案第71号まで〔提案説明〕

---

全員協議会  
議案聴取会

(2月18日)

議案聴取会  
議会運営委員会  
予算決算常任委員会理事会  
予算決算常任委員会



令和2年 定例会日程

資料8

月	日	曜	日 程	備 考
2月	10日	月	休 会	議会運営委員会
	11日	火	(建国記念の日)	
	12日	水	休 会	全員協議会
	13日	木	休 会	
	14日	金	休 会	
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	本会議 議案上程 提案説明(2月定例会会議)	全員協議会 議案聴取会
	18日	火	委員会 予算決算常任委員会(参考人聴取)	議案聴取会 議会運営委員会
	19日	水	休 会	
	20日	木	休 会	
	21日	金	休 会	
	22日	土		
	23日	日	(天皇誕生日)	
	24日	月	(振替休日)	
	25日	火	本会議 代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	26日	水	休 会	
	27日	木	本会議 一般質問	
	28日	金	休 会	
	29日	土		
3月	1日	日		
	2日	月	本会議 一般質問	
	3日	火	本会議 追加議案上程	議案聴取会 代表者会議 議会運営委員会
	4日	水	休 会	
	5日	木	本会議 一般質問 議案質疑	
	6日	金	委員会 予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	10日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	11日	水	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	木	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	13日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	休 会 (委員会等予備日)	
	17日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	18日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	19日	木	本会議 採決(2月定例会会議)	
	20日	金	(春分の日)	
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	休 会	
	24日	火	休 会	
	25日	水	休 会	
	26日	木	休 会	
	27日	金	休 会	
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	休 会	
	31日	火	本会議 議案上程 採決(3月会議)	

※ 請願陳情の受理

・ 2月17日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

① 12月21日～ 2月16日

② 3月20日～ 6月 2日

